

## 会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(平成一四年一二月一三日法律第一五五号)

### 一、提案理由(平成一四年一一月一五日・衆議院法務委員会)

森山国務大臣

……………(略)……………

続いて、会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、会社更生法の施行に伴い、証券取引法ほか二十六の関係法律について、規定の整備を行うものであります。

以上が、これら法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

### 二、衆議院法務委員長報告(平成一四年一一月二八日)

(会社更生法(平一四法一五四)の委員長報告と一括して掲載)

### 三、参議院法務委員長報告(平成一四年一二月六日)

魚住裕一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、会社更生法の施行に伴い、証券取引法外二十六の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、現在の経済状況と会社更生法の位置付け、裁判所の人的・物的体制整備の必要性、労働債権の優先順位見直しの必要性、営業譲渡における労働者保護の在り方等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上理事、社会民主党・護憲連合の福島委員より、それぞれ両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

続いて、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。